

決議第2号

閉会中の議員派遣について

本議会は地方自治法第100条第13項及び南風原町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

平成29年3月27日

南風原町議会議長 宮城清政

記

次のとおり議員を派遣する。

1. 町村議会常任委員長・副委員長実務研修会

- (1) 日 時：平成29年5月11日（木）
- (2) 場 所：沖縄県市町村自治会館
- (3) 派遣議員：正副常任委員長
- (4) 主 催：沖縄県町村議会議長会

2. 第42回全国町村議会議長・副議長研修会

- (1) 日 時：平成29年5月30日（火）～6月1日（木）
- (2) 場 所：東京都 ホテルグレイスリー新宿
- (3) 派遣議員：議長・副議長
- (4) 主 催：全国町村議会議長会

その他事情により変更が生じる場合には、議長に一任する。